第25回大仙市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和7年5月13日(火) 午前9時~午前10時1分
- 2 場所 神岡農村環境改善センター
- 3 委員定数24名
- 4 出席委員(20名)

1番	鈴木	正雄	2番	佐藤 洋悦	3番	佐藤	吉男	4番	佐藤 学
5番	信田	浩則	6番	本間 隆喜	7番	齋藤	正宏	8番	伊藤 悟
9番	玉井	慎太郎	10番	小笠原 喜悦	11番	長澤	信徳	13番	伊藤 又エ門
15番	佐藤	敏光	16番	桜田 友子	17番	渡邊	敏雄	18番	泉 芳博
19番	竹原	まゆみ	20番	小松 伸一	22番	茂木	靖雄	24番	細谷 精悦

- 5 欠席委員(1名)
 - 12番 髙川 吉昭 14番 髙橋 勝範 21番 鈴木 靖浩 23番 田村 誠市
- 6 出席した農地利用最適化推進委員 (無し)
- 7 出席した職員

参	与	事務局 事務		昂長	藤原	千鶴
			主	幹	渡邊	高広
			主	幹	黒澤	美咲
			主	査	加藤	卓志
			主	事	小笠原	7 一志
		大曲分室	主	任	伊藤	圭吾
		西仙北分室	主	幹	茂木	美世子
		中仙分室	主	幹	藤川	美由紀
		協和分室	主	査	戸島	廣憲
		南外分室	主	事	本間	晃一
		仙北分室	特定事	務員	伊藤	久子
		太田分室	主	幹	倉田	康弘

8 議事録署名委員

10番 小笠原 喜悦 11番 長澤 信徳

事務局長

おはようございます。

総会の開催前に議案の取り下げが2件ありますので、ご説明いたします。

議案ナンバー1、63ページ55番です。一括方式の案件でございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは兄妹です。〇〇〇〇さんは前耕作者から返された申請農地について、兄である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんに耕作をお願いしました。〇〇さんは一旦引き受けて契約しましたが、農地が遠く耕作不便であることから契約の解消を希望したものです。次に175ページ、農地法第3条目的の買受適格証明願いについて、2番の案件でございます。この案件は所有者から自作分の田を残して欲しいと申し入れがあり、公売する農地の筆数を変更するため公売公告が取り下げられ、これに伴い申請が無効になることから本申請を取り下げるものでございます。以上、2案件が取り下げられましたので、よろしくお願いいたします。

改めまして農繁期でお忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。少 しでも早く委員の皆様が農作業を始められるようスムーズな進行に務めますので、どうぞよろ しくお願いいたします。

本日、欠席の届け出が、12番、髙川吉昭委員、14番、髙橋勝範委員、21番、鈴木靖浩 委員、23番、田村誠市委員から出ております。

それでは定刻となりましたので、ただいまから第25回大仙市農業委員会総会を開催いたします。 (午前9時 開会)

はじめに会長からご挨拶を頂戴いたします。

細谷精悦会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は20名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回4月9日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第25回総会までの業務報告書をご覧ください。

4月9日に第24回農業委員会総会を、委員23名、推進委員21名の出席をいただき、こ こ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

4月16日に県南地区農業委員会会長会総会が横手市松與会館において開催され、会長と私が出席いたしました。

その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。以上で、主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議長

本日の会議を開会します。はじめに議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、10番、小笠原喜悦委員、11番、長澤信徳委員の両名を議事録署名委員 に指名いたします。

議長

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

> 令和7年5月13日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

事務局の説明を求めます。

参 与

申請理由につきまして、強化法利用権設定の期間満了を機に農地法第3条で契約するものです。貸付人の○○さんは体調不良のため管理できないことから、賃借料はいらないのでこれからも管理して欲しいという要望から使用貸借となっております。

参与

申請理由といたしまして、当該農地は合作地であり、耕作不便を解消するため〇〇さんが借受けるものです。賃借料が低く設定されておりますが、ほ場整備の償還金を耕作者が負担することになったため、賃借料から償還金分を差し引いたものが契約金額となったものです。

参与

 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、77歳です。設定期間は10年、10アール当たりの賃借料は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ です。

申請理由といたしまして、17番、18番ともに貸付人の兼業による経営縮小のため近隣を 耕作する○○さんに貸付けるものです。賃借料が安く設定されておりますが、耕作不便である ことと、改良区費を全て耕作者が負担するためです。

参与

申請理由といたしまして、貸付人である○○さんの息子さんが○○○○○の理事のため、父の所有する農地を使用貸借契約するものです。

参与

申請理由としまして、〇〇さんは高齢により経営縮小を考えており、家族内で今後の営農について話し合ったところ、〇〇さんの子が勤務する法人が今年度からの圃場整備の面工事のため作付面積が減少することから地区外にも耕作地を探しており、当該地は圃場整備済で耕作しやすいことから賃貸借契約する事となりました。当該地には水稲を作付予定で、耕起作業等は、〇〇さんの所有するトラクターを法人が借り上げて、田植え・稲刈りは法人所有の機械を運び入れて作業していく予定です。

参与

20ページ、40番をご説明いたします。農地の所在は、南外〇〇〇〇〇〇、地目は田、

申請理由といたしまして、当該地は〇〇さんの耕作地と連担であり、経営面積拡大を希望する〇〇さんが〇〇さんに相談をし、〇〇さんの耕作地からは離れており耕作不便であることから両者が合意したものです。売買価格が安く設定されておりますが、譲渡人の希望によるものです。

参 与

申請理由といたしまして、〇〇さんは高齢により経営規模縮小を考え〇〇さんに相談をし、話が纏まったものです。なお、賃借料については仙北西地区圃場整備の償還金が3年残っており、耕作者の〇〇さんが支払う為、使用貸借とすることで話が纏まったものです。

事務局長

議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました8件のほかに有償所有権移転4件、 交換2件、無償所有権移転2件、賃貸借権設定の新規36件、使用貸借権設定の更新1件がご ざいます。

27ページから 32ページの農地法第 3条の調査書をご覧ください。農地法第 3条第 2 項各号には該当しない旨記載したもので、結果許可要件を満たしていると考えております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

質疑無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

> 令和7年5月13日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

議案第2号、案件1番を議題とします。本案件は、○○番、○○○○委員の関係議案につき、 会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参 与

33ページ、1番をご覧ください。位置図及び平面図は、資料の1、2ページになります。 農地の所在は、大曲〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル外、田2筆、計3 筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。賃貸借による転用です。貸付人は、大仙市〇〇〇〇 申請理由につきまして、借受法人は経営規模拡大に伴い農機や資材の格納庫が不足してきたため、申請地にパイプハウスの建築を計画したものです。設定期間は30年で、賃借料は年額 〇〇〇〇〇円、1平方メートル当たりに割返しますと〇〇〇円です。

許可基準における立地基準につきまして、申請地は農業振興地域内の農地で用途区分を農業 用施設用地に変更済みであり、立地基準における許可要件を満たしているものと判断いたしま した。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているも のと判断いたしました。

なお、現地確認につきましては、令和7年4月28日、地区担当の○○委員から現地確認を していただきました。○○委員は本日所用のため総会を欠席しておられますが、本案件につい ては問題ないものとしてご意見をいただいております。

議長

事務局の説明が終わりました。現地調査につきましては、大曲分室職員から説明がありましたので省略いたします。

事務局長

それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。○○番、○○委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

次に、議案第2号、案件2番から6番までを議題とします。事務局の説明を求めます。

参 与

申請理由につきまして、借受会社は小売業を営んでおりますが、申請地に隣接している既存店舗の建て替え及び駐車場拡大に伴い、申請地に新たな店舗の建築を計画したものです。既存店舗跡地は駐車場の造成を計画しています。設定期間は20年で、賃借料は年額

許可基準における立地基準につきまして、申請地は都市計画法による用途地域であることから第3種農地に分類されるため、許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

参与

申請理由につきまして、譲受会社は建設業を営んでおり現在の事務所の隣接にある資材置場は使い勝手が悪く、かねてより市街地に近い場所に資材置場を探していたところ、申請地が見つかったため計画したものです。売買価格は総額〇〇〇〇〇円、1平方メートル当りに割り返しますと、〇〇〇円になります。

許可基準における立地基準につきまして、申請地のある区域は宅地化が進んでいる西側及び 北側の市街地に隣接しており、おおむね10~クタール未満であることから、農地法施行規則 第46条に規定する第2種農地と考えられます。第2種農地は、非農地や第3種農地で代わり になる土地がない場合には許可できることとなっています。また、第1種農地の許可基準であ る農地法施行規則第33条第4号により、この資材置場は業務上必要な施設で、集落に接続し て設置されることから、立地基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準に つきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

参与

35ページ、4番をご説明します。位置図、配置図につきましては、資料の7ページ、8ページをご覧ください。

転用する農地は、上鴬野〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、1筆です。 使用貸借による転用です。貸付人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

申請理由につきましては、貸付人が代表を務める借受会社は、解体・砂利採取業を営んでおりますが、既存の資材置場が手狭であることから申請地に資材置場を整備し、また一部を駐車場として使用するために計画したものです。設定期間は許可日から30年です。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地はおおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地に区分されます。第1種農地は原則許可できませんが、この資材置場は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号により、立地基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。なお、本案件は、今年1月10日開催の総会において、農振除外案件として同意をいただいた案件です。

参 与

次に5番をご説明いたします。位置図及び配置図は、資料9、10ページになります。 農地の所在は、協和稲沢〇〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇平方メートル、1筆です。 売買による転用です。譲渡人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さんです。譲受人 は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇○

申請理由といたしまして、譲受会社は申請地に隣接している工場で漬物製造業を営んでおり、増産体制を整えるため譲渡人より当該農地を買い受け、食品加工所の建設を計画したものです。 売買価格は総額〇〇〇〇〇八、1平方メートルあたりに割り返しますと〇〇〇円です。 許可基準における立地基準につきまして、申請地は、おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地にあることから、第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第35条第5号の規定により、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであることから、立地基準における許可要件を満たしているものと判断いたしました。 また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。 なお、本案件は今年1月開催の総会において農振除外案件として同意をいただいた案件です。

参与

申請理由といたしまして、〇〇〇が県の伐採事業の作業道整備工事請け負いに伴い、プレハブ、重機、伐採樹木及び資材等の置き場として当該地を一時転用するものです。期間は許可日

から1年間です。許可基準における立地基準につきまして、当該地は農振農用地区域外であり、 周囲を山林に囲まれており市街化の傾向もないことに加えて、農業公共投資の対象外である集団から孤立した生産力の低い農地です。これらの理由から当該地は、甲種や第1種、第3種に該当しない第2種農地に分類されます。第2種農地は、非農地や第3種農地で代わりになる土地がない場合には、許可できることとなっています。農地法施行令第11条第1項第1号により、一時的に資材置き場として農地を使用するものであることから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議長

事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。案件2番から3番についてお願いします。

渡邊敏雄委員

17番、渡邊です。先般、事務局と共に申請地を確認して参りました。2番につきましては、この土地そのものが市街地向けの基盤整備をした土地です。相当前になりますけれども、もう少し畑や田の名義で残っている農地の一か所であります。これにつきましては、ほぼ市街地になっている土地なので、何ら問題ありません。なお3番につきましては、資料ご覧になってわかるとおり、すぐ近くに福部内川が流れています。この川はちょっとした雨が降ると全国版に載るほどの水害常習地であります。そんなことで長く耕作放棄地となっていましたが、ようやく処分できたということで、地主の方々は喜んでいるところです。相当数の土盛りをして資材置場として使用するものです。これについても何ら問題ないと思います。

議長

案件4番についてお願いします。

玉井慎太郎 委員 9番、玉井です。5月7日に事務局と現地確認してきました。事務局の説明のとおり問題のないことを確認していますので、よろしくお願いいたします。

議長

案件5番についてお願いします。

茂木靖雄委員

22番、茂木です。4月22日、事務局と現地確認してきました。事務局の説明のとおり何ら問題は無いと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

議長

案件6番についてお願いします。

佐藤吉男委員

3番、佐藤です。5月2日に現地確認して参りました。この場所は国道105号線と大仙市の市道に挟まれた土地でございます。周囲は山林ですので、問題のないことを確認してきましたので、よろしくお願いします。

事務局長

現地調査大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

質疑無いようですので、これより採決いたします。 本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、議案第3号の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とします。

事務局長

議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計 画案について意見を求める

> 令和7年5月13日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

議案第3号、案件23番、24番は、○○番、○○○○委員の関係議案ですが、○○委員は本日欠席しておりますので、本案件は一般案件に繰り入れて個別の審議は省略いたします。

議長

議案第3号、案件25番を議題とします。本案件は、○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参 与

申出理由といたしまして、当該農地は現在、○○さんが自ら耕作しておりますが、高齢になったため経営規模の縮小を希望し、近隣を耕作する法人に耕作をお願いするものです。

なお、この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。○○番、○○委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

議案第3号、案件26番から31番を議題とします。本案件は、○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。

(○○委員 退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参与

申出理由としまして、当該農地は現在、太田南部地区は場整備事業が進められており、太田地域横沢地区の面工事が終了したことにより、ほ場整備を契機とした新設法人と賃貸借契約をするものであります。

参 与

申出理由といたしまして、当該農地は機構関連は場整備事業新興地区内の農地で今後計画変更により編入予定の農地であります。秋田県農業公社との賃借権を15年以上設定することが採択の要件となっていることから〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

これらの案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。○○番、○○委員の入場を求めます。

(○○委員 入場)

議長

次に、議案第3号の案件32番ですが、この件に関しては会議規則第28条の規定により、 本議案の〇〇〇〇〇〇が案件終了まで退席します。

代わりに議長として、議事の進行は、鈴木会長職務代理者にお願いします。

(〇〇〇〇 退席)

(鈴木会長職務代理者 議長席に着席)

鈴木正雄会長 職務代理者 暫時の間、議長を務めさせていただきます。

議長

議案第3号の案件32番を議題とします。事務局の説明を求めます。

参与

50ページ、32番をご説明いたします。利用権を設定する農地は、太田町川口○○○○

申出理由といたしまして、申請地は現在、太田南部地区は場整備事業が進められており、太田地域横沢地区の面工事が終了したことにより法人等を中心に農地集積が進められていますが、申請農地は担い手である〇〇〇〇さんが中間管理機構から貸借権の設定を受けるものであります。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項の各要件を満たしている ものと考えられます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。 案件が終了しましたので、〇〇〇の復帰を求め議長を交代いたします。

(鈴木会長職務代理者 退席)

(○○○○ 議長席に着席)

議長

次に、議案第3号、案件1番から22番、33番から204番までを議題とします。 事務局の説明を求めます。

参与

参与

申請理由といたしまして、強化法の賃貸借契約の期間満了により農地中間管理機構を通した新規の契約になります。なお、賃借料が低く設定されておりますが圃場の条件が悪いためです。

参与

87ページ、101番から162ページ、192番は、関連がありますので一括でご説明いたします。

申出理由としまして、現在、太田南部地区ほ場整備事業が進められており、太田地域横沢地区の面工事が終了したことにより、ほ場整備を契機とした新設法人が昨年から今年の3月にかけて4つ設立されております。その法人に集積するものです。新規法人の集積予定筆数および集積予定面積につきましては173ページ、新規法人集積面積等一覧をご覧願います。

参 与

申出理由として、前借り受け人の○○○○○○が農作業をお願いしていた方が作業できなくなったことから、○○さんに耕作をお願いしました。○○さんは○○○○○○を介さず農業公社から直接借受けることを希望したため移転するものです。

事務局長

その他の案件についてご説明させていただきます。議案第3号につきましては、ただいま説明いたしました110件の外に、所有権移転4件、賃貸借権設定の新規67件、再設定6件がございます。

今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、10アール当たり〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇円と幅がございます。これは、各地域のほ場の条件、契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。次に、賃貸借権設定における田の賃借料の金額でありますが、説明案件を除き10アール当たり〇〇〇円から〇〇〇〇円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号に該当するものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。 本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、議案第4号の農地法第3条目的の買受適格証明願いについてを議題とします。

事務局長

議案第4号、農地法第3条目的の買受適格証明願いについて 農地法第3条目的の買受適格証明願いが、下記農地についてあったので審議を求める

> 令和7年5月13日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

事務局長

なお、買受適格証明願いについては、今回適格者として認められた方が落札し、農地法第3条の許可申請をする際、次回の総会に諮ることなく、許可をして差し支えない旨を併せてご審議頂きますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明を求めます。

参与

申出理由といたしまして、○○さんは経営規模拡大のため入札に参加したいと考え、入札期 日前に開催される今総会での申請となったものです。

次ページの農地法第3条調査書をご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しない旨を記載したものですのでご確認願います。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

質疑無いようですので、これより採決いたします。

議案第4号の農地法第3条目的の買受適格証明願いについては、申請者を適格者であると認め、併せてこの方が落札して当委員会へ農地法第3条許可を申請された際、証明書交付時と事情が異なると認められない時は、次回の総会に諮ることなく、直ちに農地法第3条許可をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

議長

全員賛成ですので、議案第4号の農地法第3条目的の買受適格証明願いについては、原案のとおり交付することに決定しました。

議長

次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを議題とします。

事務局長

報告第1号、農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

> 令和7年5月13日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

事務局より報告願います。

参 与

議案書の別冊ナンバー2、1ページから3ページをご覧ください。記載の24の法人からの報告がありました。順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。詳細につきましては、4ページから87ページをご覧ください。結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。なお、1ページ目の4番、〇〇〇〇〇の所在地ですが、番地の後に不要な数式が入ってしまいまいた。お詫びして訂正させていただきます。法人報告については以上になります。

議長

以上報告といたします。

議長

これで本日の日程は全て終了しました。その他、事務局から何かございませんか。

議長

委員の方々から何かありませんか。

無いようですので、以上をもちまして、第25回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。 本日は、ご苦労様でした。

(午前10時1分 閉会)

会議規則第31条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年5月13日

<u>会</u>	長	細谷	精悅	

委 員 小笠原 喜悦

委員 長澤 信徳